

鹿児島県公報

令和7年12月23日(火) 第680号の6



発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部 学事法制課
定例発行日(毎週火, 金)

目次

(※については例規集登載事項)
ページ

公安委員会規則

- 鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(※)
(警務課取扱い) 1
- 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(※)
(警務課取扱い) 1
- 鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(※)
(警務課取扱い) 5

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鐘野孝清

鹿児島県公安委員会規則第37号

鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則(昭和29年鹿児島県公安委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

第5条中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,100円」を「6,400円」に改め、同条ただし書中「2,200円」を「2,350円」に、「3,700円」を「3,850円」に、「3,050円」を「3,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の超過勤務手当等の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

.....

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鐘野孝清

鹿児島県公安委員会規則第38号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(昭和32年鹿児島県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第2条の2関係)

現業職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円
前再	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
任用	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
短時	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
間勤	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
務職						
員以	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
外の	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
職員	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300

45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	
79	254,400	272,500	304,300	329,600	
80	254,600	272,700	304,700	329,800	
81	254,800	272,900	305,000	330,000	
82	255,100	273,200	305,500	330,300	
83	255,300	273,500	305,900	330,600	
84	255,600	273,700	306,400	330,800	
85	255,800	273,900	306,700	331,000	
86	256,000	274,100	307,200	331,200	
87	256,300	274,400	307,700	331,500	
88	256,600	274,700	308,000	331,800	
89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	

93	257,800	275,900	310,200	333,000		
94	258,100	276,200	310,600	333,300		
95	258,400	276,500	311,000	333,600		
96	258,600	276,700	311,500	333,800		
97	258,800	276,900	311,900	334,000		
98	259,100	277,200	312,300			
99	259,400	277,400	312,600			
100	259,600	277,700	312,900			
101	259,800	277,900	313,200			
102	260,100	278,100	313,600			
103	260,400	278,400	313,900			
104	260,600	278,700	314,300			
105	260,800	278,900	314,600			
106		279,100	315,000			
107		279,400	315,400			
108		279,600	315,600			
109		279,900	315,800			
110		280,200	316,100			
111		280,500	316,400			
112		280,700	316,600			
113		280,900	316,800			
114		281,200	317,100			
115		281,400	317,400			
116		281,600	317,600			
117		281,900	317,800			
118		282,200	318,100			
119		282,500	318,400			
120		282,700	318,600			
121		282,900	318,800			
122		283,100	319,100			
123		283,400	319,400			
124		283,700	319,600			
125		283,900	319,800			
126		284,100	320,100			
127		284,400	320,400			
128		284,700	320,600			
129		284,900	320,800			
130		285,100				
131		285,400				
132		285,700				
133		285,900				
134		286,100				
135		286,400				
136		286,700				
137		286,900				
定年 前再 任用	基 準 給料月額					
	円	円	円	円	円	円

短時間勤務職員		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200
---------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 職員の給料月額は、この表に掲げる給料月額に100分の101.08を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。）とする。

別表第4中「1級13号給」を「1級17号給」に、「1級9号給」を「1級13号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年鹿児島県条例第72号）の適用を受ける職員の例による。

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月23日

鹿児島県公安委員会委員長 鶴野孝清

鹿児島県公安委員会規則第39号

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成3年鹿児島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表中「1級19号給」を「1級23号給」に、「1級3号給」を「1級7号給」に改める。

別表第2イの表中「1級25号給」を「1級29号給」に、「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第2ウの表中「2級1号給」を「2級5号給」に、「1級15号給」を「1級19号給」に、「1級5号給」を「1級9号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

別表第2エの表中「2級11号給」を「2級15号給」に、「2級5号給」を「2級9号給」に改め、同表備考2中「2級15号給」を「2級19号給」に改める。

別表第2オの表中「2級17号給」を「2級21号給」に、「1級11号給」を「1級15号給」に、「1級1号給」を「1級5号給」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員のうち、施行日以後に新たに職員となった者との均衡上必要があると認められる職員の、施行日における号給については、警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。